# 2 出産手当金 (法第69条)

## (1) 給付要件

組合員が産前産後休暇を取得し、報酬の全部または一部が支給されない場合は、出産手当金の給付を受けられます。

ただし、出産手当金は報酬との調整が行われますので、勤務に服さなくても報酬が全額支給される場合は、給付の対象となりません。(下記(5)参照)

### (2) 給付期間

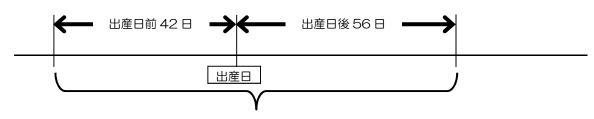
出産の日(出産の日が出産の予定日後である場合は出産の予定日)以前42日(多胎妊娠の場合は98日)から出産の日後56日までの間において、勤務に服することが出来なかった期間です。 (例1)

また、<u>退職の日まで1年以上組合員であった者</u>が、退職前に給付期間に該当し、給付期間中に 退職した場合は、退職後の日についても給付対象となります。(例2及び例3)

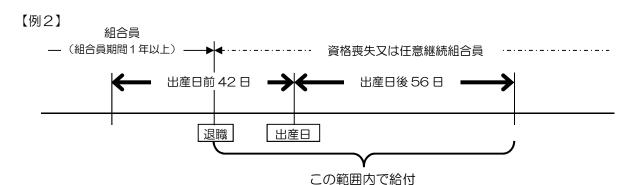
ただし、給付期間内に他の組合の組合員、健康保険又は船員保険の<u>被保険者</u>の資格を取得したときは、その日以後の継続給付は行いません。(例4)

### 《給付期間の例》

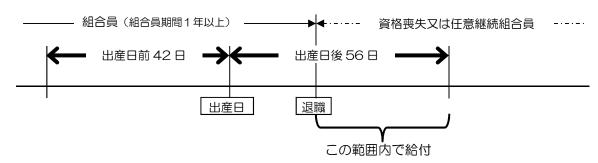
#### 【例1】

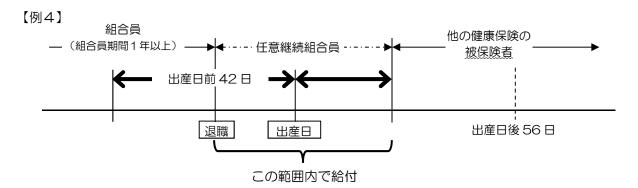


勤務に服することができず報酬が減額 された場合は出産手当金を給付



### 【例3】





#### 【例5】



※出産手当金は給付されません

#### (3)給付対象日

正規の勤務日以外の日(一般的には土曜日及び日曜日)については給付されません。

### (4)給付額(給付日額)

平成27年9月30日まで(平成27年9月30日までに退職した者を含む)

支給対象月又は退職した月の給料月額 ×1/22<sub>(※1)</sub>×2/3×1.25<sub>(※2)</sub>

平成27年10月から平成28年3月まで

支給対象月の標準報酬月額 ×1/22<sub>(※1)</sub>×2/3<sub>(※2)</sub>

平成28年4月以降(※3)

支給開始日の属する月以前の直近の継続 した12ヵ月の標準報酬月額の平均額 ×1/22 (※1) ×2/3 (※2)

- (※1)10円未満四捨五入
- (※2) 円未満四捨五入
- (※3) 平成 28 年 4 月以降の給付額について

標準報酬月額が定められている月が12カ月に満たない場合は、次の①及び②を比較し、いずれか少ない額に2/3を乗じた額を給付日額とします。

- ①支給開始日以前の直近した各月の標準報酬月額を平均した額×1/22
- ②支給開始日の属する年度の前年度の9月30日(支給開始日が平成29年3月31日以前の場合は平成27年10月1日)における全組合員の平均標準報酬月額×1/22

ただし、出産手当金の支給開始年月日が平成28年8月31日以前である者は、支給開始日の属する月以前の標準報酬月額を定められた月が12カ月に満たないことから、次のとおり取扱います。

(ア) 平成 27 年 9 月以前に支給開始日がある者

平成 27 年 10 月 1 日現在の標準報酬月額×1/22×2/3

(支給開始日前の組合員期間が 12 か月に満たないものにあっては、上記の額と平成 27 年 10 月 1 日における全組合員の平均標準報酬月額×1/22×2/3 のいずれか少ない額) (イ) 平成 27 年 10 月から平成 28 年 8 月に支給開始日がある者

平成 27 年 10 月から支給開始日の属する月までの標準報酬月額の平均額×1/22×2/3 (支給開始日前の組合員期間が 12 か月に満たないものにあっては、上記の額と平成 27 年 10 月 1 日における全組合員の平均標準報酬月額×1/22×2/3 のいずれか少ない額)

### (5)報酬日額との調整

出産手当金の給付対象期間中に報酬が支給されている場合は、手当金の給付日額と報酬日額を比較し、給付日額が報酬日額を上回る場合に、その差額を手当金として支給します。

#### 「報酬日額の計算]

給付対象期間に支給された給与のうち日額で支給されるものの計×1/月の要勤務日数 …A 給付対象期間に支給された給与のうち月額で支給されるものの計×1/22 …B

報酬日額二A+B

(道費職員については、通勤手当以外の給料・手当は日額で支給されるものとして計算します。)

### (6) 提出書類

出産手当金を請求するときは、出産の日後56日以後に、次の書類を提出してください。

- ア 出産手当金請求書(別紙様式第6号)
- イ 報酬支給額証明書(別紙様式第6号の2)
- ウ 退職後の期間に関する無職の申立書(様式任意)
- エ 給料の減額に関する通知書等の写し(所属所長の原本謄写証明があるもの)
- オ 産前産後休暇取得月及び産前産後休暇取得前月に係る給与(報酬)支給明細書の写し(所属 所長の原本謄写証明があるもの)
- カ 休暇等処理簿の写し(所属所長の原本謄写証明があるもの)
- キ 出勤簿の写し(所属所長の原本謄写証明があるもの)

### (7) 出産手当金Q&A

- Q1 出産予定日の30日前に退職し、翌日から配偶者の被扶養者となり、出産費は配偶者の加入する健康保険に請求する予定です。この場合、共済組合に出産手当金を請求することはできますか?
- A1 出産手当金は、退職後に家族の被扶養者となり、共済組合以外から出産費を受給する場合であっても請求することができます。
- Q2 退職後に家族の被扶養者となることを考えています。出産手当金を受給した場合、収入超過で 被扶養者の認定要件から外れてしまうのではないでしょうか?
- A2 出産手当金は、その給付期間が短いことから、恒常的な所得とはみなされません。したがって、 出産手当金のほかに収入の見込みがない場合、被扶養者の認定を受けることが可能です。